

平成28年度当初予算要求基準

国の平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針（平成27年7月24日閣議了解）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定。以下「基本方針2015」という。）で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成27年度予算までの政府の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されたところである。

また、「基本方針2015」においては、平成32年度の基礎的財政収支黒字化を実現するとの財政健全化目標を堅持し、平成30年度までを集中改革期間と位置づけ、国の一般歳出については、増加を前提とせず歳出改革に取り組み、地方においても、国の取組と基調を合わせ、特に改革の重点分野として歳出効率化などに取り組むこととされている。

こうした中、地方交付税を含む「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算を上回る76兆円程度の概算要求・要望が各府省からなされていること等を踏まえると地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想されるなど、本県にとって必要な財源が確保できるかどうか予断を許さない状況にある。

さらに、県においては、高齢化の急速な進行や医療費の増により扶助費が引き続き増嵩する傾向にあり、また、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれていることなどを踏まえると、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

このような状況を踏まえ、平成28年度当初予算編成においても、「行財政運営戦略」における具体的取組事項を踏まえ、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要がある。

各部局におかれては、以上の趣旨を十分踏まえ、下記により予算要求を行われたい。

記

1 予算要求の基本理念

平成28年度の当初予算要求に当たっては、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しや新たな歳入確保策の検討を行うとともに、「力みなぎる・かごしま～21世紀・新たな未来の創造～」の実現に向けた各種施策を推進するため、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行われたい。

2 予算要求の考え方

各部局は、以下の区分毎に年間所要額を見積り要求すること。

(1) 人件費・扶助費・公債費

年間の所要見込額を要求すること。

(2) 普通建設事業費

① 公共事業

平成27年度当初予算同額（一般財源ベース）とする。なお、国の予算編成の動向に十分留意すること。

② 県単公共事業

平成27年度当初予算同額（一般財源ベース）とする。ただし、平成27年度で完了した寄洲除去に係るものを除いた額とすること。

③ その他の事業

年間の所要見込額を要求すること。また、仕様、工法等は簡素で、機能的なものとなるように努めること。

(3) 災害復旧事業

年間の所要見込額を要求すること。

(4) 一般政策経費

別途通知する要求枠を上限として更に厳しく抑制の上、要求すること。

(5) 「力みなぎる・かごしま」プロジェクト枠事業

「力みなぎる・かごしま～21世紀・新たな未来の創造～」の実現のため政策誘導的、戦略的観点から特に重要な事業であると認められるもののうち、継続事業については本項(1)～(4)によることとし、新規事業については本項(6)によることとする。

(6) 新規事業等の取扱い

新規事業要求については、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要し、かつ新規事業に係る一般財源要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とすること。

ただし、本項(5)に係る新規事業、また、全額国庫事業及び全額受託事業（県が運営費補助をしている団体等からの受託は除く）については、所要見込額を要求できるものとする。

また、重複・関連する既存事業（経常経費を含む。）について十分整理の上、必要なものについては既存事業の廃止、統合等を行い、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招かないよう留意すること。

なお、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うとともに、原則として3年以内の終期を設定し、事業の実施に当たって組織・人員の検討が必要なものについては、事前に関係課と十分協議の上、要求すること。

(7) その他

「平成28年度新規事業レビューについて（平成27年9月4日付け財政課長通知）」における単年度事業等枠に係る事業、また、義務的経費に準ずる経費については新規事業も含め所要額を要求できるものとする。

3 予算要求に当たっての留意点

(1) 「力みなぎる・かごしま」の推進

「力みなぎる・かごしま」の実現に向けた135項目のマニフェストをはじめとする各種施策の推進につながるものとなるよう十分留意すること。

(2) 地域振興局・支庁長の意見等

既存事業（本庁部局が予算要求する事業）のうち、地域振興局等または市町村が執行する事業については、地域振興局・支庁長の意見を踏まえた要求とすること。

(3) 県有財産の有効活用

県有財産については、本県の厳しい財政状況も踏まえ、「行財政運営戦略」に基づき、積極的な処分を行うこと。

(4) 公社・各種団体等に対する支援の見直し

県が出資、補助又は貸付けを行っている公社・各種団体等については、「公社等外郭団体見直し指針（平成17年3月28日策定）」を踏まえ、事務事業の見直し、経費の節減など経営の合理化を行い、安易に県財政に依存することのないようにすること。

特に、経営状況が硬直化している公社・各種団体等については、予算要求の有無にかかわらず、その存廃も含めて全般にわたり徹底した経営実態等の見直しを行うこと。

また、内部留保資金の活用について積極的に検討すること。

(5) 特別会計の予算の見直し

特別会計の予算についても、一般会計と同様、徹底した事務事業見直しを行うこと。特に、一般会計の繰入金等がある場合は、その内容を精査し、可能な限り圧縮を図るとともに、事業規模や繰越金等の取り扱いについても十分な検討を行うこと。

また、公営企業については、独立採算の原則を堅持しつつ、経営の合理化、効率化を推進すること。

(6) 施策評価の予算要求への反映

「県計画の策定等における施策評価の取組方針」に基づき実施した施策評価の結果については、予算要求に的確に反映させること。

(7) 「ゼロ予算」事業の継続

昨年度に引き続き、特別な予算を使うことなく、すでに県が持っている人材、施設、ネットワーク等を活用しつつ、事業として見える形にして具体の行政課題の解決や県民サービスの向上を図ろうとする取組を「ゼロ予算事業」として取りまとめるので、これについても積極的に検討すること。

(8) その他

① 国庫補助事業等については、真に必要なものに限って受け入れることとし、単独で行う方が効果的に実施できるものや国庫補助金が零細で効果が乏しいもの、全額国庫であっても後年度の行財政上の負担増につながるもの等については、その導入を行わないこと。

また、補助基準額が実情にそぐわず県の超過負担となっているもの、交付時期の遅いもの、国と県との負担区分が不適切と考えられるものについては、所管省庁へ積極的に働きかけ、その解消に努めること。

なお、事業内容等に変更があったものについては、次により対処すること。

ア 国庫補助金が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、県費への振替えは行わないこと。

イ 国庫補助率が引き下げられたもので、県が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、県の負担が任意のものについては、国庫負担減に見合う県費継足しは行わないこと。

ウ 国庫補助事業が、統合・メニュー化されたものについては、目的、効果、緊急性、補助率等を十分検討し、選択の上、導入すること。

② 事業の計画に当たっては、国の予算編成や各種長期計画等を考慮するほか、国、市町村、その他関係団体等とも十分調整を行うこと。

また、行政の多様化、複雑化に伴い2以上の部課に関連する事業が増加しているので、関係部課において類似事業の整理・統合を図るなど十分調整を行うこと。

③ 各部局においても、国の予算編成の動向には十分留意し、関連する情報を得た場合には、速やかに財政課へ連絡すること。